

日本学術会議
人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会①

「野生動物管理」関連施策 とその実施状況（環境省）

2018年8月2日

環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

ニホンジカ、イノシシの分布の変化

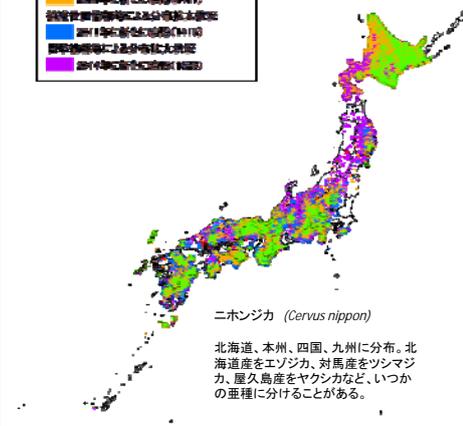
○ 36年で全国の分布メッシュがニホンジカで約2.5倍、イノシシで約1.7倍に拡大。

ニホンジカ分布域(メッシュ数)

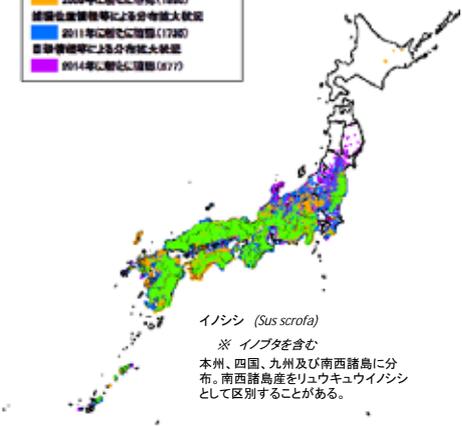
- 1982年以前に分布域拡大

イノシシ分布域(メッシュ数)

- 1974年以前に分布域拡大



ニホンジカ (*Cervus nippon*)
北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾジカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いくつかの亜種に分けることがある。

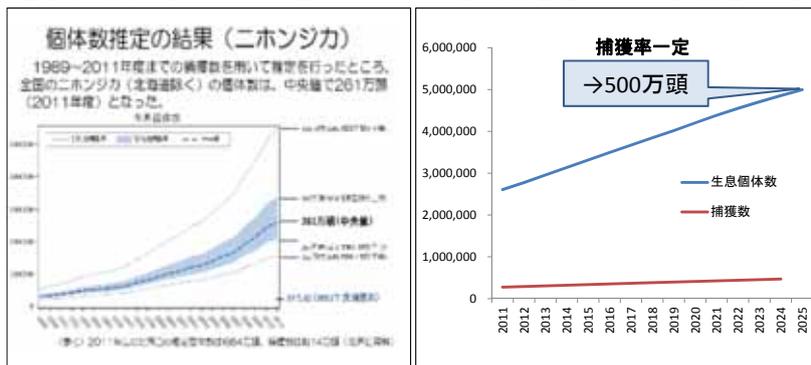


イノシシ (*Sus scrofa*)
※ イノタを含む
本州、四国、九州及び南西諸島に分布。南西諸島産をリュウキュウイノシシとして区別することがある。

ニホンジカの個体数推定と将来予測

本州以南のニホンジカの個体数推定を 2013(平成25)年に実施し、2011(平成23)年度末に中央値で261万頭と推計された。

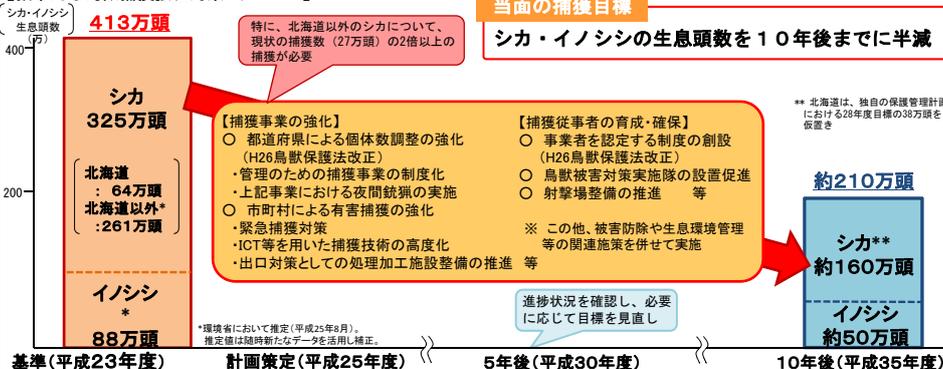
2011(平成23)年度のニホンジカ捕獲数27.9万頭を基に、捕獲率一定で推移した場合、2025年度末に約500万頭となる将来予測となった。



抜本的な鳥獣捕獲強化対策 (平成25年12月環境省・農水省)

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じることとし、当面の捕獲目標(全国レベル及び都道府県レベル)を設定。**シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指す。**
- 捕獲目標達成に向けて、①鳥獣保護法見直しによる新制度導入や規制緩和等、都道府県等の捕獲活動の強化(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化(農水省)等の捕獲事業を実施。
- 捕獲強化に必要な従事者の育成・確保に向けた、①鳥獣保護法見直しにより捕獲を専門に行う事業者の認定・育成(環境省)、②鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を早急に1000に増加させることや射撃場の整備(農水省)、等の実施により、捕獲目標達成に向けた事業の展開を後押し。
- このほか、被害防除や生息環境管理等の施策を併せて推進。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】



鳥獣保護管理法 [沿革]

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

| | |
|---|---|
| <p>明治6年 鳥獣規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃猟のみ規制の対象 ・銃猟の免許鑑札制 ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止 <p>明治25年 狩猟規則の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加 ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 <p>明治28年 狩猟法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職猟と遊猟の区別を廃止 <p>大正7年 狩猟法の制定(全部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 <p>現行法の骨格が完成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止 <p>昭和25年 狩猟法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区制度の創設 ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 | <p>昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護思想の明確化 ・鳥獣保護事業計画制度の創設 <p>(※昭和46年 林野庁から環境庁に移管 ※平成4年 生物多様性条約採択ノ種の保存法制定)</p> <p>平成11年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 ・国と都道府県の役割の明確化 <p>平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定猟法禁止区域制度の創設 ・捕獲鳥獣の報告を義務化 <p>平成18年 鳥獣保護法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網・わな免許の分離 ・鳥獣保護区における保全事業の実施 ・輸入鳥獣の標識制度の導入 <p>(※平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 ・市町村への捕獲許可権限の委譲)</p> |
|---|---|

鳥獣法の改正 鳥獣保護**管理**法 (2014 (平成26) 年)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化**等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

主な改正内容

1. 題名、目的等の改正 **「管理」を新たに定義**
2. 施策体系の整理
3. **指定管理鳥獣捕獲等事業の創設**
※指定管理鳥獣＝集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を環境省令で指定
4. **認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入**
※認定鳥獣捕獲等事業者＝鳥獣捕獲等について専門性を有し安全を確保し適正かつ効率的に実施できる事業者を都道府県が認定
5. その他

指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

狩猟・許可捕獲

- ・都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について積極的な管理に転換

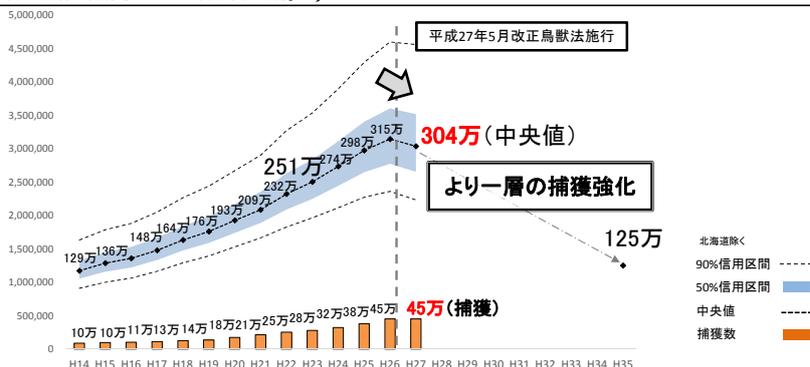
公共事業的な捕獲事業の実施

都道府県や国による指定管理鳥獣*(=ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業の創設

- ・都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
(夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除)
- ・国による都道府県への財政的支援の導入
(平成30年度15.3億円(平成29年度補正予算含む))

推定生息数の推移(ニホンジカ(北海道を除く*))

- 捕獲強化策の実施等により、2015(平成27)年度に推定生息数が減少傾向に転じた。
- 「半減目標」の達成に向け、より一層の捕獲強化策の拡充により、年間70万頭の捕獲を目指す必要がある。(早くから対策を開始した北海道、兵庫県等では推定生息数の減少傾向がここ数年継続。)

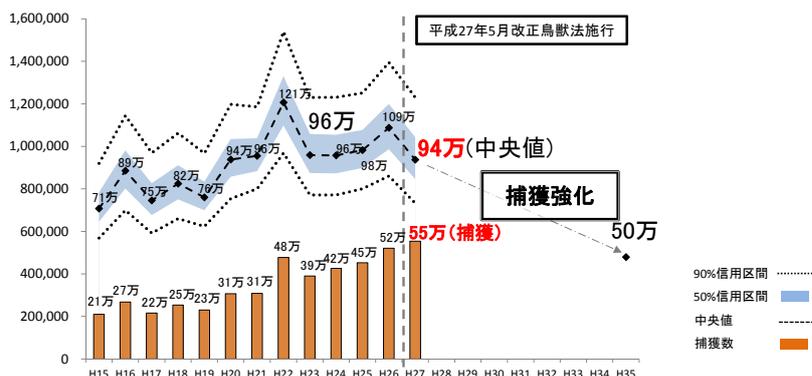


* 北海道では、独自の推定方式で計算しており、計算結果のデータ形式も異なることから、それ以外の地域の計算結果と科学的に妥当な方法で足し合わせることができない。なお、北海道では、H23年度には推定生息数は減少に転じている。

※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等データを追加して推定すると、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の生息数の推定値も数十万頭レベルで変わってくることに注意が必要。

推定生息数の推移（イノシシ）

- 平成27（2015）年度の推定生息数は減少傾向となった。
- 推定生息数中央値の3割以上を捕獲できているが、イノシシは個体数の年変動が大きいことから、現在の捕獲強化策をさらに推進し、半減目標達成を目指す。

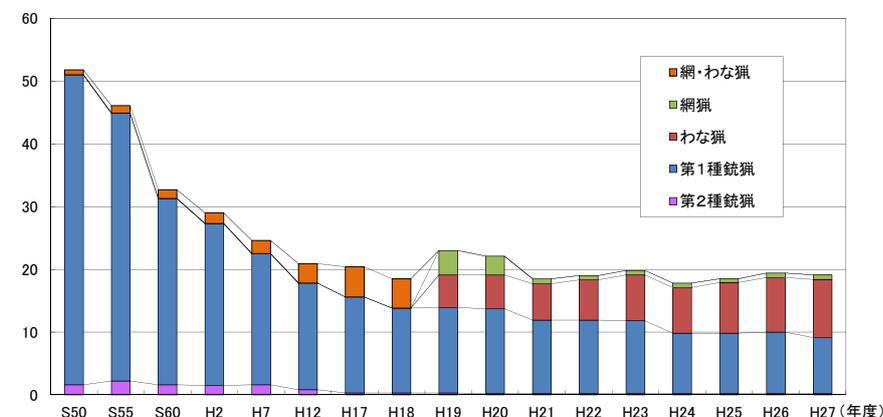


※ 個体数推定は、新たな捕獲実績等データを追加して推定すると、過去に遡って推定値が見直される。今後の毎年の生息数の推定値も数十万頭レベルで変わってくることに注意が必要。

狩猟免許所持者数の推移

- 昭和50年には50万人超→平成21年以降20万人以下。
- 近年の狩猟免許保持者はほぼ横ばい傾向。
- 種別では、**わな猟**免許所持者は**増加**傾向の一方、**第一種銃猟**免許所持者は**減少**傾向。

全国における狩猟免許所持者数（免許種別）の推移（S50～H27）



狩猟フォーラムの開催実績

- 多くの人に狩猟の魅力や社会的役割、安全な狩猟方法等を紹介し、鳥獣保護管理の担い手となるきっかけを提供するために開催。
- これまで、33会場30都道府県で開催し、計8,494人(1会場平均257人)が参加。(平成30年8月1日現在)



開催県と共催、農林水産省、警察庁等の後援により開催

| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 8会場 (計1507人) | 9会場 (計2268人) | 5会場 (計1116人) | 5会場 (計1476人) | 3会場 (計1286人) | 3会場 (計834人) |
| 北海道 259 | 北海道 109 | 茨城県 272 | 千葉県 386 | 鹿児島県 500 | 佐賀県 270 |
| 岩手県 111 | 宮城県 219 | 石川県 331 | 岐阜県 315 | 香川県 420 | 三重県 326 |
| 東京都 170 | 栃木県 288 | 鳥取県 151 | 愛知県 303 | 広島県 373 | 徳島県 238 |
| 長野県 195 | 福井県 323 | 山口県 170 | 京都府 249 | | |
| 大阪府 268 | 静岡県 316 | 熊本県 192 | 島根県 223 | | |
| 岡山県 274 | 滋賀県 249 | | | | |
| 香川県 124 | 広島県 463 | | | | |
| 福岡県 106 | 高知県 154 | | | | |
| | 長崎県 147 | | | | |

参加後のアンケート結果

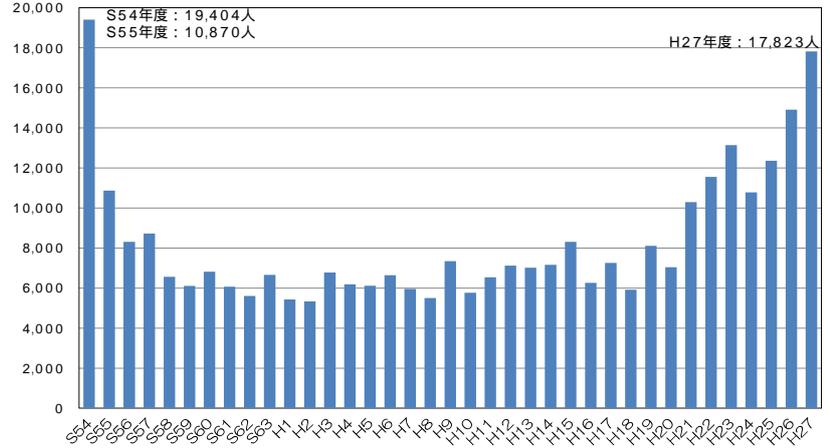
- ・「狩猟のイメージが良くなった」69%
- ・「狩猟免許を取得したい」69%
- (内訳は銃猟37%, わな猟41%, 網猟16%)

参加者のうち、

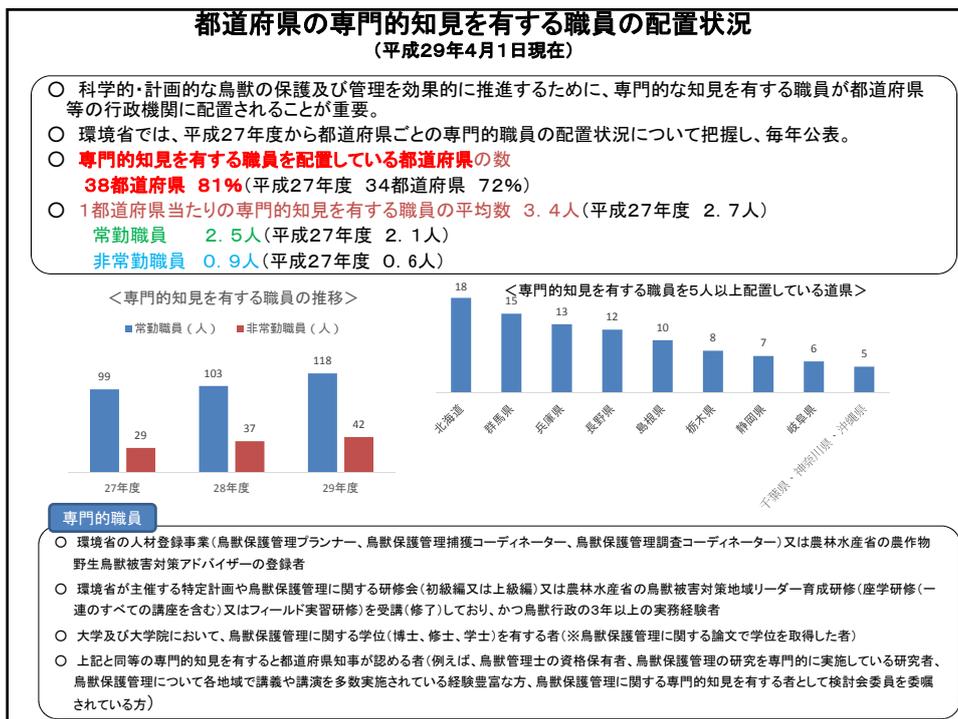
- ・約6割が40歳代以下
- ・約2割が女性
- ・約6割が狩猟免許未取得者

狩猟免許新規取得者の推移

狩猟免許試験(新規)合格者数の推移(S54~H27)



平成54年度の免許種別の割合は、丙種(網わな猟)8%、乙種(第1種銃猟)53%、甲種(第2種銃猟)39%
 平成55年度の免許種別の割合は、丙種(網わな猟)10%、乙種(第1種銃猟)72%、甲種(第2種銃猟)19%
 平成27年度の免許種別の割合は、網猟4%、わな猟68%、第1種銃猟27%、第2種銃猟1%



第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- ・ 環境基本計画とは、**環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- ・ 計画は約6年ごとに見直し(第四次計画は平成24年4月に閣議決定)。
- ・ 平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- ・ 答申を踏まえ、**平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。**

環境省
Ministry of the Environment

現状・課題認識

- 我が国が抱える**環境・経済・社会の課題は相互に連関・複雑化**
- **SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流**

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
 - ・ 環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・ 将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- **地域資源を持続可能な形で活用**
 - ・ 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「**地域循環共生圏**」の創造を目指す
- **幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**
 - ➡ これらを通じて、**持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)**を目指す

我が国が抱える課題

環境、経済、社会の相互に連関・複雑化

国際的な潮流

SDGs、SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS、パリ協定の採択、時代の転換点

環境・経済・社会の統合的向上

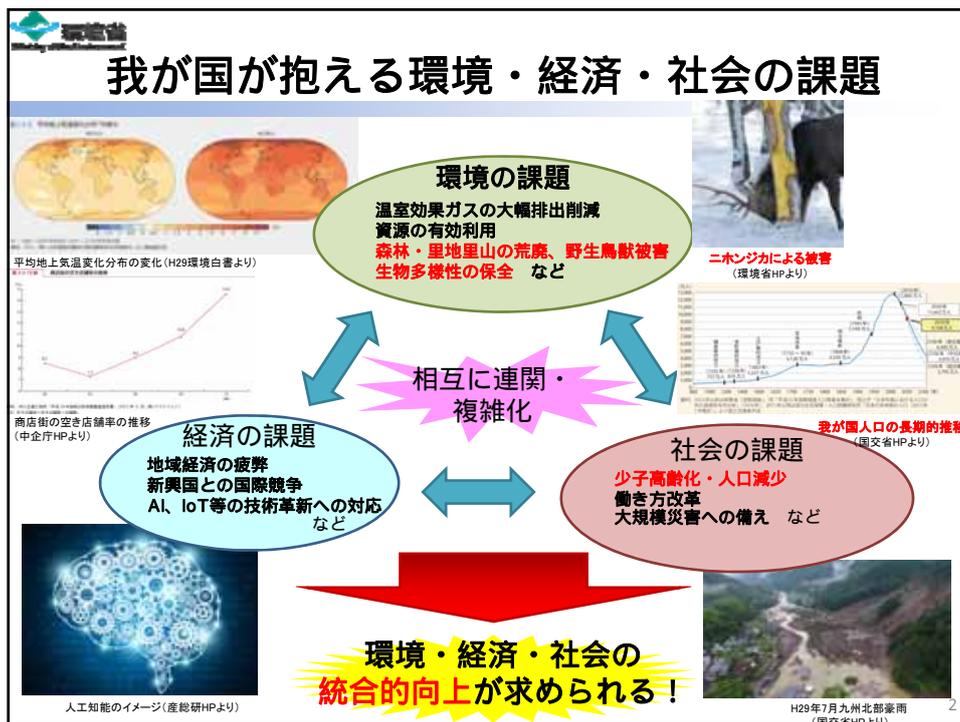
大きく考え方を転換(パラダイムシフト)

地域循環共生圏

各地域がその特性を生かした強みを発揮
 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 地域の特性に応じて補完し、支え合う

施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「**重点戦略を支える環境政策**」として揺るぎなく着実に推進

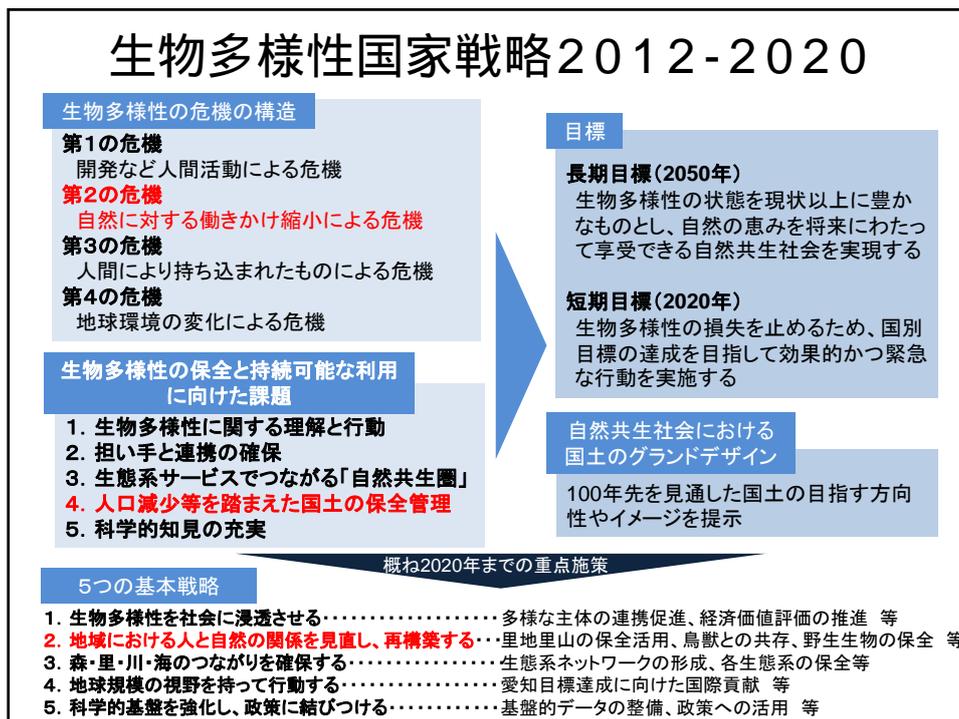


第五次環境基本計画における施策の展開

分野横断的な **6つの重点戦略を設定**。
パートナーシップの下、環境・経済・社会の **統合的向上を具体化**。
経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出。

6つの重点戦略

| | |
|--|--|
| <p>持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p> | <p>国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 ○ 人口減少下における土地の適切な管理 と自然環境を保全・再生・活用する国土利用 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p> |
| <p>地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">抜本的な鳥獣捕獲強化対策・捕獲従事者の育成・確保</p> | <p>健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">森里川海のつながり (環境省HPより)</p> |
| <p>持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p> | <p>国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">日中省エネ・環境フォーラムに出席した中川環境大臣</p> |



「生物多様性国家戦略2012-2020」中、第1部第3節
「生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた理念」より

私たちに豊かな恵みをもたらす自然、また時として脅威となり得る自然に対し、**感謝と畏敬の心**をもって接すること、また**人が自然の一部であること**を理解することは重要です。

その上で、**自然のバランスを崩さず**、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく**自然の理(ことわり)**に沿った活動を選択することが大切です。